

第9号様式記載要領

- 1 この申告書は、解散（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配等予納申告若しくは清算確定申告をする場合又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表20(2)）の「清算所得に対する法人税額(7)」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載すること。
- 7 地方法人特別税の「課税標準となる事業税額③」の欄は、標準税率が適用される法人については「事業税額③」の欄の金額を、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 8 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額④」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 9 還付請求の「予納額⑦」の欄は、法第53条第25項又は法第72条の31第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 10 還付請求の「利子割額⑧」の欄は、法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。